

改正後

(18)略

(19)乳児院(定員40人以上)の
家庭支援専門相談員
加算分保護単価

定 員	月 額
人	円
36 ~ 40	3880
41 ~ 45	3450
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	1,830
86 ~ 90	1,720
91 ~ 95	1,630
96人以上	1,550

現行

(18)学習指導費加算分保護単価

区 分	月 額
1人当たり	8,100 円

(19)乳児院(定員50人以上)の
家庭支援専門相談員
加算分保護単価

定 員	月 額
人	円
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	1,830
86 ~ 90	1,720
91 ~ 95	1,630
96人以上	1,550

改正後

(20)母子生活支援施設(定員40
世帯以上)の母子指導員,少年
指導員加算分保護単価

定員 世帯	月額
31 ~ 40	6,880
41 ~ 50	5,500
51 ~ 60	<u>4,590</u>
61 ~ 70	3,930
71 ~ 80	3,440
81 ~ 90	3,060
91世帯以上	2,750

現行

(20)母子生活支援施設(定員40
世帯以上)の母子指導員,少年
指導員加算分保護単価

定員 世帯	月額
31 ~ 40	6,880
41 ~ 50	5,500
51 ~ 60	<u>4,580</u>
61 ~ 70	3,930
71 ~ 80	3,440
81 ~ 90	3,060
91世帯以上	2,750

略

改正後

現行

(21) 母子生活支援施設の夜間警備
体制強化加算分保護単価

定 員	月 額
10世帯まで	16,180
世帯	
11 ~ 20	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51 ~ 60	2,690
61 ~ 70	2,310
71 ~ 80	2,020
81 ~ 90	1,790
91世帯以上	1,610

(22) 母子生活支援施設の特別生活
指導費加算分保護単価

定 員	月 額
10世帯まで	15,550
世帯	
11 ~ 20	7,770
21 ~ 30	5,180
31 ~ 40	3,880
41 ~ 50	3,110
51 ~ 60	2,590
61 ~ 70	2,220
71 ~ 80	1,940
81 ~ 90	1,720
91世帯以上	1,550

改正後							現行						
(23)母子生活支援施設保育機能強化加算分保護単価							(23)母子生活支援施設保育機能強化加算分保護単価						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	29,990	29,360	28,720	28,290	27,870	27,440	10世帯まで	29,770	29,130	28,710	28,500	28,280	28,070
世帯							世帯						
11 ~ 20	22,490	22,020	21,540	21,220	20,900	20,580	11 ~ 20	22,330	21,850	21,530	21,370	21,210	21,050
21 ~ 30	14,990	14,680	14,360	14,140	13,930	13,720	21 ~ 30	14,880	14,560	14,350	14,250	14,140	14,030
31 ~ 40	13,490	13,210	12,920	12,730	12,540	12,350	31 ~ 40	13,390	13,110	12,920	12,820	12,730	12,630
41 ~ 50	11,990	11,740	11,480	11,310	11,140	10,970	41 ~ 50	11,910	11,650	11,480	11,400	11,310	11,230
51 ~ 60	10,490	10,270	10,050	9,900	9,750	9,600	51 ~ 60	10,420	10,190	10,050	9,970	9,900	9,820
61 ~ 70	8,990	8,800	8,610	8,490	8,380	8,230	61 ~ 70	8,930	8,740	8,610	8,550	8,480	8,420
71 ~ 80	7,490	7,340	7,180	7,070	6,960	6,860	71 ~ 80	7,440	7,280	7,170	7,120	7,070	7,010
81 ~ 90	6,000	5,870	5,740	5,660	5,570	5,480	81 ~ 90	5,950	5,820	5,740	5,700	5,650	5,610
91世帯以上	4,500	4,400	4,300	4,240	4,180	4,110	91世帯以上	4,460	4,370	4,300	4,270	4,240	4,210
地域区分	3/100	その他	地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他				
定員	円	円	定員	円	円	円	円	円	円				
10世帯まで	26,810	26,170	10世帯まで	27,860	27,650	27,440	27,220	26,800	26,160				
世帯			世帯										
11 ~ 20	20,100	19,630	11 ~ 20	20,890	20,730	20,580	20,420	20,100	19,620				
21 ~ 30	13,400	13,080	21 ~ 30	13,930	13,820	13,720	13,610	13,400	13,080				
31 ~ 40	12,060	11,770	31 ~ 40	12,530	12,440	12,340	12,250	12,060	11,770				
41 ~ 50	10,720	10,470	41 ~ 50	11,140	11,060	10,970	10,890	10,720	10,460				
51 ~ 60	9,380	9,160	51 ~ 60	9,750	9,670	9,600	9,530	9,380	9,150				
61 ~ 70	8,040	7,850	61 ~ 70	8,350	8,290	8,230	8,160	8,040	7,850				
71 ~ 80	6,700	6,540	71 ~ 80	6,960	6,910	6,860	6,800	6,700	6,540				
81 ~ 90	5,360	5,230	81 ~ 90	5,570	5,530	5,480	5,440	5,360	5,230				
91世帯以上	4,020	3,920	91世帯以上	4,180	4,140	4,110	4,080	4,020	3,920				

改正後

(24) 児童養護施設、乳児院の
指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
30人まで	6,250
31 ~ 35人	5,360

(26) 小規模グループケア
管理宿直等職員加算分保護単価

定員	月額
	円
10人まで	10,520
11 ~ 15人	7,010
16 ~ 20人	5,260
21 ~ 25人	4,210
26 ~ 30人	3,510
31 ~ 35人	3,000
36 ~ 40人	2,630

(27) 事務用採暖費加算分保護単価
ア 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	月額
	円
1人当たり	180

イ 母子生活支援施設

区分	月額
	円
1世帯当たり	120

(25) 一時保護所処遇促進
加算分保護単価

区分	年額
	円
心理職員加算分	5,329,840

区分	年額
	円
個別指導担当職員	5,084,100

(28) 除雪費加算分保護単価
児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	年額
	円
1人(1世帯)当たり	5,670

(29) 降灰除去費
児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	年額
	円
1施設当たり	139,330

現行

(24) 児童養護施設、乳児院の
指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
30人まで	6,250
31 ~ 35人	5,350

(25) 一時保護所処遇促進
加算分保護単価

区分	年額
	円
心理職員加算分	5,322,230

区分	年額
	円
個別指導担当職員	5,075,830

(27) 除雪費加算分保護単価
児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	年額
	円
1人(1世帯)当たり	5,650

(29) 降灰除去費
児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	年額
	円
1施設当たり	138,700

(26) 事務用採暖費加算分保護単価
ア 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	月額
	円
1人当たり	180

イ 母子生活支援施設

区分	月額
	円
1世帯当たり	120

改正後

略

現行

算 定 額

○寒冷地に所在する施設

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
1 級 地	131,900円	72,900円	51,700円
2 級 地	118,800円	65,300円	44,000円
3 級 地	112,700円	64,300円	43,000円
4 級 地	89,000円	51,000円	36,800円

一時保護所寒冷地手当

注「寒冷地」の定義は別表1の2の(12)寒冷地手当の注と同じである。

(備考)

「扶養親族のある職員」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

改正後

現行

略

別表2

児童福祉施設の職種別職員定数表

(1) 児童養護施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員6人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	1人。

(2) 児童自立支援施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童自立支援専門員 児 童 生 活 支 援 員	通じて定員5人につき1人。
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	2人。

改正後

現行

略

(3) 乳児院（乳児10人未満を入所させる乳児院を除く。）

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
医 師	1人。ただし、定員100人未満の場合は、嘱託の医師とする。
看 護 師	2歳未満児（定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの） 通じて1.7人につき1人。
保 育 士	2歳児の現員通じて2人につき1人。
児 童 指 導 員	3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
栄 養 士	1人。
事 務 員	定員100人未満の場合は1人。定員100人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。

(4) 乳児10人未満を入所させる乳児院

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
看 護 師	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又 保 育 士 は児童指導員とする。
児 童 指 導 員	なお、2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。
嘱 託 医	1人。
調 理 員 等	1人。